

第1回名張市地域包括支援センター運営協議会 議事録

平成18年8月21日(月)

於：庁議室

出席者

委員 赤塚 互 山崎要人 石井洋子 山本隆三 西 博美 石本公子 中坪哲也 矢倉政則
事務局 北森センター長 谷本 (岩名室長 片桐副室長 山口 西野)
(欠席 世古口緑 秋山幸良) (敬称略)

開会挨拶及び名張市地域包括支援センター運営協議会の位置付け・役割
時間が無いため割愛

会長・副会長の選任

(事務局)

正副会長の選任については、地域密着型サービス運営委員会の正副会長にお願いしたい。

(異議等なし) 矢倉会長 石井副会長

報告事項

(事務局)

名張市地域包括支援センターの設置運営について(資料NO.2-1から)

設置の目的は、地域包括ケアの実現。総合性、包括性、継続性といった視点を確立する必要がある。運営については、第1に支援基盤の構築が必要で、地域で総合的、重層的なサービスネットワークを構築したい。第2に総合相談支援・権利擁護という視点から、相談を総合的に受け止めるとともに、虐待防止など権利擁護に努めたい。第3に包括的・継続的にケアマネジメントとして、包括的にケアマネジメント体制を構築する。第4に予防事業、給付が効率的に提供されるよう適切なマネジメント行っていきたい。

介護予防に関する事業・サービスについて、少し誤解があるので表にて整理した。予防給付は介護の認定が変わり、介護支援1、2の方が予防給付となり、要支援状態の改善や重度化予防を行い、介護保険の事業者からサービスの提供を行う。介護予防マネジメントが必要となる。

介護予防特定高齢者施策は要支援、要介護状態となるおそれがある高齢者、そういう方について、生活機能の低下の早期発見・早期対応を行い、介護予防センターで提供し、これも同じく介護予防マネジメントが必要になる。

一般高齢者施策は、活動的な状態にある高齢者を含む全ての高齢者の精神・身体・社会面の活動性の維持・向上ということで、まちの保健室、夢づくり広場、公民館、市民センター等で行う。これについては、介護予防マネジメントは無い。

(資料NO.2-2から)

介護予防のため、ハイリスクな方を把握する必要があり、生活機能低下の早期把握の経路を示してい

る。

生活機能評価、関係機関からの連絡、要介護認定非該当者、訪問活動等による実態把握、本人・家族からの連絡等の経路から、特定高齢者である可能性のある人に7月から始まっている健康診断で生活機能評価をしてもらい、要支援から要介護になるおそれのある人を選び出してくる。

そういう方にどのような介護予防が必要かということ課題分析して、色々な事業に結び付けていく。

基本チェックリストは、25項目、厚生労働省が決めた生活点検のリストで序列や語句は一切変更しないよう指導を受けている。このリストでついた点数で要支援、要介護状態になる人を選び出してくる。特に運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能、うつであるとか閉じこもりなど、25項目からスクリーニングしてくるということになる。こういう形で特定高齢者を把握し、いろんな介護予防事業につなげていく。

特定高齢者事業の通所型介護予防事業では、先程、説明した生活点検表からハイリスクな方について、老人福祉センターふれあいに介護予防センターを整備し事業を実施する。これについては、今、担当室でどういうふうに整備するか検討しており、12月か遅くても1月には工事なり備品の搬入を終え、そこへ来所していただき、通所型介護予防事業を実施する予定になっている。来ていただくことになじまない方については、保健師等が個別訪問によって介護予防事業を実施することになっている。

介護予防マネジメントでは、現在、要支援1・2の認定者の方の介護予防プランを作っている。およそ100件くらいを直接地域包括なり、居宅介護事業所に委託して作っている。

包括的支援事業の権利擁護事業については、資料の中にチラシ（成年後見制度）を同封した。権利擁護である成年後見制度の啓発なり、利用促進等を図ることから、伊賀の社会福祉協議会の中に伊賀地域福祉後見サポートセンターというのが伊賀市と名張市が委託をし、8月1日に設立している。このサポートセンターと協働し、成年後見に関する広報だとか、利用促進を図っていく。サポートセンターということで、社協に運営してもらおうわけだが、運営委員ということで、医師会の方から先生が来ていただいたり、名張市の社協にも参画してもらい運営していくということですすめている。

まちの保健室の運営では、ハード整備については政策室が、運営の方は地域包括支援センターが担当している。現在、名張と桔梗が丘に2箇所設置して運営している。開設から7月までの活動状況として、来所相談が延べ120件余り、電話相談が25件、今、少しずつはじめているが訪問が13件という状況になっている。来所相談、電話相談は少ないが、地区活動ということで、高齢者対象のもの、主にサロン事業だが、民生委員さん等からの依頼を受けて行っており、実施回数も多くなっている状況となっている。母子対象の子育て広場にも支援実施している。今後、名張では、まちづくりというような事業も控えている。敬老の日のつどいであるとか、健康まつりなども一緒に行う予定となっている。

最後に、地域包括支援センターの中で、今回の法改正によって、認定の新規申請については、保険者で実施しなければならないということになったので、新規認定調査を地域包括支援センターで行っている。大体、受付後、1週間以内に全て調査は終わっている。およそ月に50件から70件近く受け付けて調査を実施している。介護相談所なり、在介とどういうふうに役割分担していくかについては、10月に地域密着の会議が予定されているので、必要があればその機会を捉えて、報告なり、協議をするということをお願いしたい。

（会長）

事務局からの説明に対して質疑等あればお願いしたい。

(委員)

地域包括支援センターができて間が無く、あれこれ要求するのは大変酷な話だが、活動をみせてもらうと介護予防センター的なことが中心となっている。今後は、総合的な運営を実施してもらうよう要望する。

(事務局)

現在、要支援がらみで権利擁護の利用、成年後見の制度に結びつけなければならないといったケースが5件程度発生している。1件につき複数の人間が動く必要があり、増加してくると大変な状況になる。その件で社協に協力を求めることがある時はよろしくお願いしたい。